

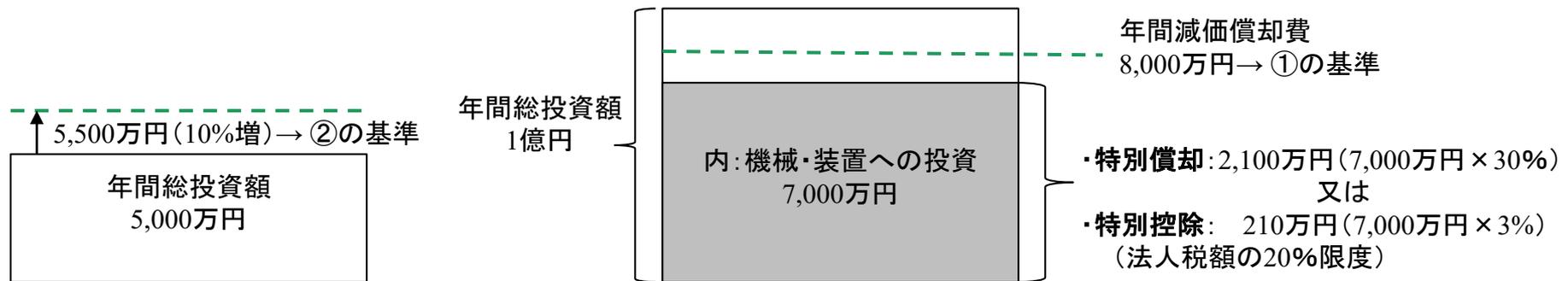
1. 改正の概要

- ・国内で一定額の設備投資を行った法人は、新たに取得した機械装置につき特別償却又は税額控除を選択できます(新設)。
- 趣旨: 国内の生産等設備の更新を促進し、生産性の向上及び設備装置需要を喚起

適用要件	税制措置
適用年度の生産等設備への年間総投資額が、次の①及び②となること ①適用年度の年間総投資額 > 適用年度の減価償却費(※) ※全減価償却資産にかかるもの ②適用年度の年間総投資額 > 前年度の年間総投資額 × 110%	取得する機械・装置につき、 ・30%の特別償却 又は ・3%特別控除(限度: 法人税額の20%)

前年度

適用年度



【判定】

- ① 年間総投資額 1億円 > 減価償却費8,000万円
- ② " 1億円 > 5,500万円(前年度の年間総投資額5,000万円 × 110%) ∴適用可能

○平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される(2年間の措置。設立事業年度除く)。

生産等設備の範囲	左記のうち、生産等設備から除かれるもの
<ul style="list-style-type: none"> 国内において、法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産 	<ul style="list-style-type: none"> 無形固定資産、生物 本店、寄宿舍等の建物 事務用器具備品 乗用自動車 福利厚生施設 等

2. 実務上の留意点

- 対象法人は、中小法人に限らず大法人も対象となる(青色申告法人)。
- 適用要件の判定資産
国内における全ての生産等設備の総投資額で判定する。
- 特別償却又は特別控除の対象
生産等設備のうち、国内で新たに取得する機械装置に限られる。
- 適用要件の判定で使用する償却費の額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。

3. 今後の注目点

- 年間総投資額の範囲の明確化(修繕費や資本的支出も含まれるか)。
- 圧縮記帳を行った減価償却資産につき、直接減額方式と積立金方式による減価償却費の差異の調整が行われるか。

1. 改正の概要

- ・研究開発税制(総額型)の税額控除限度額が引き上げられます。
- ・特別試験研究費の範囲が拡大します。

内容	改正前	改正案
税額控除限度額(総額型)	法人税額の20%	法人税額の30%(※1)
特別試験研究費の範囲	国の試験研究機関又は大学との間で実施される共同研究に係る試験研究費等	一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を追加

(※1) 増加型又は高水準型については、平成25年度末まで10%の税額控除限度額が設けられている(総額型と合わせて40%)。

○平成25年4月1日以後に開始する事業年度に適用される(2年間の時限措置)。

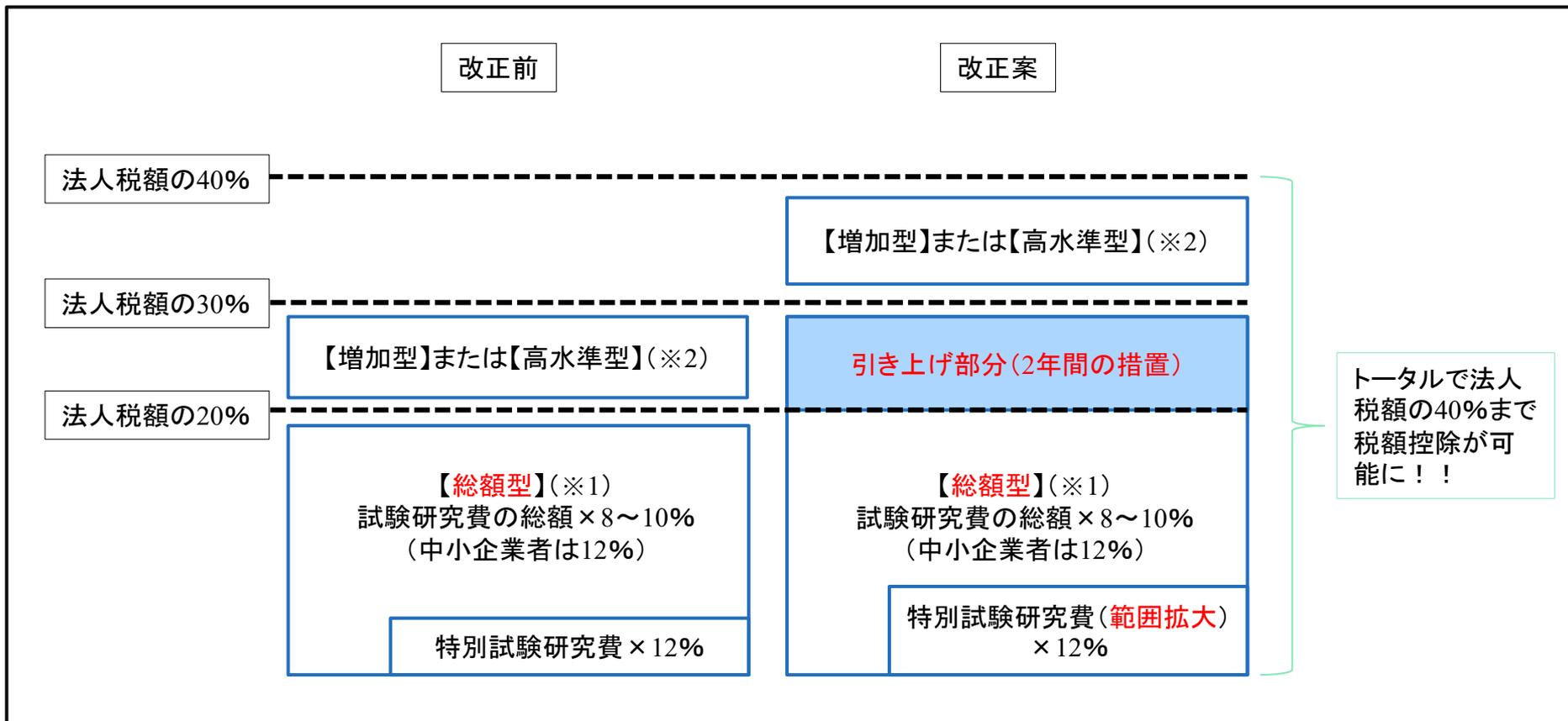
2. 実務上の留意点

- ・企業のイノベーションを促進するため、試験研究費の特別控除(総額型)に係る税額控除限度額が10%引き上げられた。ただし、この措置は法人税の復興増税の期間に合わせて、2年間のみの時限措置となる。
- ・オープンイノベーションを推進するため、特別試験研究費の範囲に企業間の一定の共同研究等が追加された。

3. 今後の注目点

- ・平成21年度税制改正においても、平成22年度までの時限措置として控除限度額が拡大した(法人税額の20%→30%)が、その際に、控除限度額を超えて翌期以降に繰り越した金額については、時限措置が終了した平成23年度及び平成24年度においても、その拡大した控除限度額を適用できた。今回も同様の措置が設けられるか注目される。
- ・特別試験研究費の範囲に追加された企業間の一定の共同研究等の具体的な内容が注目される。

【イメージ図】



(※1) 総額型については、恒久措置となる。

(※2) 増加型又は高水準型については、平成25年度末までの時限措置となる。

1. 改正の概要

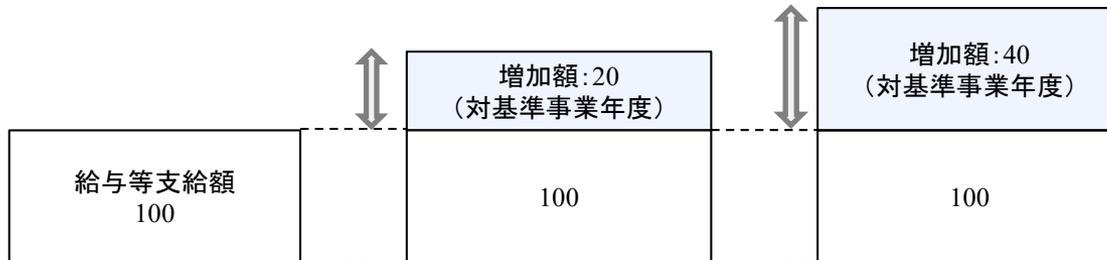
・法人(青色申告法人)が雇用者に支給する給与等が一定額増加した場合には、一定の税額控除が認められます(新設)。

適用要件	控除額
①当年度の給与等支給額(※1)の増加額 \geq 基準事業年度(※2)の給与等支給額 \times 5%	・給与等支給増加額の10%を法人税額から控除 ・限度額は中小企業者等:法人税額 \times 20% 上記以外 :法人税額 \times 10%
②当年度の給与等支給額(※1) \geq 直前事業年度の給与等支給額	
③平均給与等支給額(※3) \geq 直前事業年度の平均給与等支給額	

基準事業年度

適用1年目

適用2年目



給与等支給額 :100
平均給与等支給額:11

給与等支給額 :120
平均給与等支給額:13

給与等支給額 :140
平均給与等支給額:15

適用1年目

1. 判定

- ① $20 \geq 100 \times 5\%$
- ② $120 \geq 100$
- ③ $13 \geq 11$ ∴適用あり

2. 控除額

$20 \times 10\% = 2$
(限度額内という前提)

適用2年目

1. 判定

- ① $40 \geq 100 \times 5\%$
- ② $140 \geq 120$
- ③ $15 \geq 13$ ∴適用あり

2. 控除額

$40 \times 10\% = 4$
(限度額内という前提)

(※1) 損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額。

(※2) 平成25年4月1日以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度の直前事業年度。

(※3) 従業員1人あたりの平均給与等支給額と考えられる(大綱に定義がないため要確認)。

○平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用される。

2. 実務上の留意点

- ・企業による雇用、労働分配を目的として創設された制度であり、同様の目的を持つ、雇用促進税制とは併用できない。
- ・給与等支給額は、国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等に限られ、国外の事業所に勤務する雇用者に対する給与等や、法人の役員及びその役員の特殊関係者(親族、家事使用人など)に対する給与等の額は含まれない。
- ・個人事業者の所得税についても同様の税額控除が認められる。

3. 今後の注目点

- ・国内雇用者の範囲(出向者、派遣、アルバイト、日雇い労働者等の取り扱い)。
- ・給与等支給額の「給与等」の範囲(現物給与等の取り扱い)。
- ・平均給与等支給額の算定方法。

1. 改正の概要

- ・増加雇用者一人当たりの税額控除額が現行の20万円から40万円に引き上げられます。
- ・適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲に所要の措置が講じられます(大綱段階では不明)。

内容	改正前	改正案
増加雇用者(※1)一人当たりの 税額控除額(※2)	20万円	40万円

(※1) 当期末の雇用者数-前期末の雇用者数

(※2) 税額控除額は法人税額の10%(中小企業者等は20%)を限度とする

○平成25年4月1日以後に開始する事業年度に適用される。

2. 実務上の留意点

- ・この制度の適用を受けるためには、事業主都合による退職者がいないこと、一定の基準以上に雇用者が増加すること等の要件を満たす必要がある。
- ・新設される「給与等支給(所得拡大)促進税制」との選択適用となる。

3. 今後の注目点

- ・適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲についての措置の内容が明らかになっていないため、今後の法令等の発表が待たれる。
- ・厚生労働省より、雇用者の範囲に65歳以上の高年齢継続被保険者(※3)を追加する旨の要望が発表されている。
(※3) 同一の事業主に、65歳に達した日の前日から引き続いて雇用されている者(一定の短期労働者を除く)

1. 改正の概要

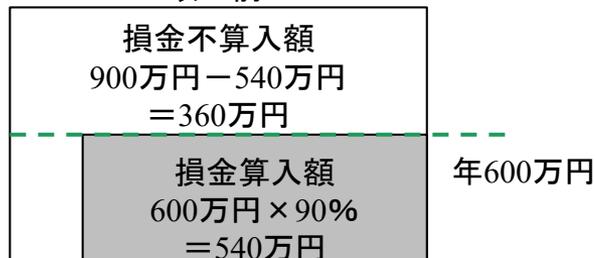
- ・中小法人の定額控除限度額が拡充されます。
- ・中小法人の定額控除限度額内の交際費について、その全額が損金に算入されます。

趣旨：中小法人の営業支援及び飲食業界活性化を目的として、中小法人の交際費の損金算入額を増やす改正案

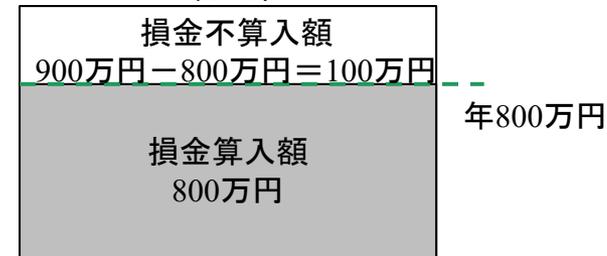
内容	改正前	改正案
定額控除限度額	年600万円	年800万円
定額控除限度額内の損金算入割合	90%	100%(全額損金算入)

【例】年900万円の交際費を支出した場合

改正前



改正案



2. 実務上の留意点

- ・中小法人(※1)以外の法人は、従来通り、原則支出する交際費の全額が損金に算入されない(5,000円基準に該当する飲食費を除く)。
- (※1) 期末資本金が1億円以下の法人(資本金が5億円以上の法人の完全子会社等を除く)

3. 今後の注目点

- ・適用開始時期：平成25年4月1日以後開始事業年度又は同日以後支出する交際費のいずれか、法令等で確認が必要。